

伊丹市議会議長賞の使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業に対して、伊丹市議会議長賞（以下「議長賞」という。）の使用を許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可条件)

第2条 議長は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に議長賞の使用を許可することができる。

- (1) 市民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与すると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動等を目的とする事業でないと認められるとき。
- (3) 広く市民一般を対象をするとき。
- (4) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのないとき。

(申請手続)

第3条 議長賞の使用の許可を受けようとする者は、議長賞使用許可申請書（様式第1号）を開催日の1箇月前までに議長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第4条 議長は、前条の議長賞使用許可申請書の提出があった場合において、その内容の審査を行い、議長賞の使用の可否を決定し、議長賞決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

2 議長は、前項の許可をする場合において、条件を付することができる。

(内容の変更)

第5条 議長賞の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、議長賞使用許可変更申請書（様式第3号）に議長賞決定通知書を添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、当該申請の内容がやむを得ないと認めたときは、前項の申請に係る許可をするものとする。

(許可の取消し)

第6条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、議長賞の使用許可を取消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な行為により議長賞の使用許可を受けたとき。
- (3) その他議長が特に必要と認めるとき。

(事業報告書の提出)

第7条 議長賞の使用許可を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告（様式第4号）を議長に提出しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は議長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年5月15日から実施する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。